

北九州広域都市計画地区計画の変更(北九州市決定)

都市計画松寿山団地地区計画を次のように変更する。

名 称	松寿山団地地区計画	
位 置	北九州市八幡西区泉ヶ浦一丁目、泉ヶ浦三丁目、松寿山一丁目、松寿山二丁目及び松寿山三丁目地内	
面 積	約25.8ha	
地区計画の目標	<p>当地区は、JR折尾駅から南へ約1.5キロメートルに位置した丘陵地にあり、民間開発により道路や公園等の基盤整備がなされ、また、緑化協定の推進等により良好な低層住宅地が形成されている。</p> <p>そこで、本地区計画は、この良好な居住環境の保全を図るとともに、さらに緑豊かで安全、快適な低層住宅地として一層の居住環境の向上を目指す。</p>	
及び 区域の 整備・ 開発 の方針	土地利用の方針	良質で低層・低密な戸建住宅地としての土地利用を図るため、過小宅地の防止に努める。
	建築物等の整備の方針	低層戸建住宅地としての良好な居住環境を保全するため、建築物の用途、敷地規模、高さ等必要な制限を定める。
地区 整備 計画	建築物等の用途の制限	<p>建築できる建築物は、次の各号に掲げるものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 住宅(住宅の数が3以上の長屋を除く) 2 2住戸の共同住宅 3 住宅で次の用途を兼ねるもの <ol style="list-style-type: none"> (1) 事務所 (2) 日用品の販売、日常サービスを主たる目的とする店舗 (3) 学習塾、華道教室、囲碁教室その他これらに類するもの 4 地区集会所、公民館、診療所、幼稚園又は保育所 5 巡査派出所、公衆電話所その他これらに類する公益上必要な建築物 6 前各号の建築物に付属するもの
	建築物の敷地面積の最低限度	170m ²
	建築物等の高さの最高限度	9m
	垣又はさくの構造の制限	<p>道路に面する側に設ける場合は、次の各号に掲げるものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 生垣 2 高さ60cm以下の基礎の上に透視可能なネットフェンス等を設けたもの

「区域は計画図表示のとおり」

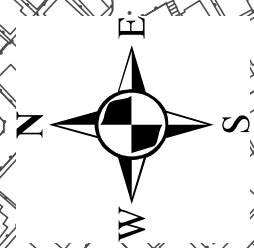
理 由

都市計画区域の変更に伴い、「北九州都市計画」を「北九州広域都市計画」に変更するものである。

当初：平成元年8月21日告示 第242号 変更(最終)：平成29年1月24日告示 第29-2号

北九州広域都市計画 松寿山団地地区計画の変更(北九州市決定)



S = 1 / 2, 500



計画図



凡例

-  地区計画区域
-  高さの最高限度除外区域

